

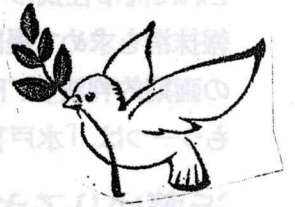
「公安」の市民監視に鉄槌！

岐阜(大垣)県警「市民監視事件」控訴審で画期的判決

▽公安警察の「個人情報収集(監視)」は憲法違反！

▽抹消も命じる！

▽賠償金満額(各原告に110万円)も認める！



地域に持ちあがった巨大開発計画(風力発電)に不安・疑問を抱いた市民や周辺の人たちを敵視し、計画推進のために開発業者に肩入れし監視する。そんな「公安警察」の暴走、「治安維持法」的やり口に「待った！」をかけ、声を上げる市民を励ます画期的な司法判断が今年の9月、名古屋高裁で下され、翌月確定した。(週刊金曜日)

▽判決文を読もう！ 「樋口英明・原発運転差し止め判決文(国富とは…)」とこの「長谷川恭弘判決文は、まさに双璧の判決。

長谷川恭弘判決文では、「おかしいことはおかしい」と声を上げた原告のありようを高く評価し、市民運動は憲法にいう“不断の努力”そのものであり、“市民・住民の闘い”と“もの言う自由”がなかったら民主主義は進まない、市民運動の社会における役割と重要性を指摘している。(逆に私たち主権者に「日々“不断の努力”を怠るな」と戒めたのではないか。

▼原告の一人、近藤ゆり子さんに判決の意義を聞き、意見交換をしよう！

●とき : 2025年2月9日(日)13:30~

●ところ : クロスパル402号室

●報告 : 近藤ゆり子さん(原告)



※近藤ゆり子さんは「徳山ダム建設中止を求める会」など市民運動に長年携わってこられた方。「議事録」では「このような人物が繋がると、やっかい」(大垣署)とされた。

連絡先 : 080-3862-3160 自治体の戦争協力を許さない会・アスネット(吉田)

(経過)

2024年7月「朝日新聞」がスクープした「大垣警察市民監視事件」。岐阜県警の大垣署が同県大垣市などに風力発電施設の建設を計画している中部電力の子会社シーテックと情報交換を繰り返していたことを、同社の「議事録」を入手し、明らかにした。同議事録で、大垣署から名指しされ、人物評や市民運動歴、学歴、体調などをもらされた同市住民の4人は、プライバシーや表現の自由を侵害されたなどとして国と県を相手に損害賠償と個人情報抹消を求めて提訴。今年9月13日控訴審判決で名古屋高裁の長谷川恭弘裁判長は、「原告が望みうる最高の画期的判決」を下した。(週刊金曜日から)原告4名のうちの一人、近藤ゆり子さんの同判決へのコメントです。もう一つは、「水戸喜世子さん」の近藤さんたちの闘いと画期的判決を称え、コメントです。

近藤ゆり子さん(コメント)・「もの言う」自由を守る会ニュース32号より

長年、市民運動に関係してきた人は、公安警察に監視されることを、当たり前のことと受け止めてきました。不愉快であり、ケシカランと思うが、なんとも仕方がない、撥ねのけようがない。私もその一人でした。「議事録」がスクープされて、私の名前が出ているとわかったとき、それまで何となく見過ごしてきた公安警察による監視を、裁判で打ち返すことが使命だと思いました。名古屋高裁の判決は、社会運動・市民運動を積極的に評価しています。公権力が敵視するのは憲法違反で違法だ、と言い切っています。憲法12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」。弁護士、支援者、多くのみなさんのお陰で、「不断の努力」の一つが実を結びました。ありがとうございました。



公安警察に法の縛りを

情報の収集にあたっては 目的と必要性を立証せよ(判決)

友人Kから一通の判決文が届いた。64ページに及ぶ長文だったが、呆れたり腹が立ったりで、一気に読みとおした。岐阜県大垣市で中部電力の子会社が風力発電を計画していた10年前のこと。公安警察が、反対しそうな住民の個人情報を集めて会社に提供。「今後情報をやり取りし、平穏な大垣市を維持したい」と持ち掛けた。警察署で行われた4回の情報交換の議事録に友人Kの名前もあった。「Kは頭がよく、口もたつ。徳山ダム訴訟を起こした張本人、繋がったら大ごとになる。……集会が終わって今一息ついたところだから、これから本腰を入れそうだ」などなど。この議事録が書かれた時点で彼女はまだ、風力発電のことは知らなかった。やがて、風力発電にかかわることまで公安は見抜いて会社側に忠告していたことになる。すごい。「議事録」が報道されて名前の挙がった市民のうち、Kを含む4人が原告になって「大垣警察市民監視違憲訴訟」を立ち上げ、この9月13日名古屋高裁長谷川恭弘裁判長は、画期的な判決を下した。

「環境活動家を張本人などと否定的に捉える偏頗な警察の行為は、不偏不党、公平中正を求める警察法2条2項に反することは明らか。自然保護運動を行う者の活動を妨害し、逆に自然保護に抵触するような企業活動を援助することは環境基本法の理念に反し、地方公共団体の責務に背く行為だ。環境保護、原発、薬害など公共の福祉にかかわる市民運動やその萌芽の段階にある者を際限なく危険視して、情報収集し、監視を続けることは憲法13条プライバシー権違反であり、憲法21条1項が保障する集会・結社・表現の自由に違反する」として440万円の賠償、個人情報の一部抹消を命じた。よく頑張ったね、という私の賛辞にKからは「しっばをつかんだからには、ちゃんと逆襲しなくては。倍返し!」と思った。判決は「逆襲」になっているのでよかったと思う。これをどう生かすか、どう広げるかがこれからの課題」と返事が来た。県は控訴をせず勝訴確定。個人情報も抹消された。(「ついでに」64号号頭言より)

【みと きよこ/子ども脱被ばく裁判の会共同代表】



水戸喜世子

